

退職・異動前	退職・異動後	任命権者※1	空白期間	資格喪失手続	年金関係書類
【一般組合員】 ・ 正規職員 ・ 暫定再任用フルタイム	【一般組合員】 正規職員、暫定再任用フルタイム	同一／異なる	なし	×	×
			有	○	○
	【短期組合員】 臨時的任用教職員、会計年度任用職員、非常勤教員、 時間講師（資格取得要件を満たす者※3）、 定年前提任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員	同一／異なる	なし	×	○
			有	○	○
	【任意継続組合員、転職（民間・私立学校）、無職等】	—	—	○	○
	【他支部、他共済へ転出】 他道府県の公立学校、公立学校以外の地方公務員、 都の他局、国家公務員、指導室長・区市固有指導主事	同一／異なる	なし／有	○	○
【短期組合員】 ・ 臨時的任用教職員 ・ 会計年度任用職員 ・ 非常勤教員 ・ 時間講師（資格取得要件を満たす者※3） ・ 定年前提任用短時間勤務職員 ・ 暫定再任用短時間勤務職員	【一般組合員】 正規職員、暫定再任用フルタイム	同一／異なる	なし	×	×
			有	○	×
	【短期組合員】 臨時的任用教職員、会計年度任用職員、非常勤教員、 時間講師（資格取得要件を満たす者※3）、 定年前提任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員	同一	なし	×	×
			有（継続扱い）※2	×	×
			有（継続しない）※2	○	×
		異なる	なし	×	×
	有		○	×	
	【任意継続組合員、転職（民間・私立学校）、無職等】	—	—	○	×
	【他支部、他共済へ転出】 他道府県の公立学校、公立学校以外の地方公務員、 都の他局、国家公務員、指導室長・区市固有指導主事	同一／異なる	なし／有	○	×

※1 都費の場合、所管の区市町村教育委員会が変わっても任命権者は東京都教育委員会で「同一」です。区費から都費に変わる場合、任命権者は「異なる」となります。

※2 東京都教育委員会の任用（学校）における事実上の任用関係の存続条件は、**任用期間の空白が、31日以内かつ「1歴月に及ばない」***とされています。

*「1歴月に及ばない」とは、当該月の1日から末日までの間に1日以上任用がある場合をいいます。

（例）1/31任用終了⇒3/1任用開始の場合、空白期間は28日（2/1～2/28）となり31日以内ですが、2月の任用が1日もない＝空白期間は1歴月に及びます。

※3 時間講師は、**同一適用事業所**（都立学校勤務の場合は同一の学校、区市町村立学校勤務の場合は同一の教育委員会、島しょ学校勤務の場合は同一の教育庁出張所）で**週20時間以上の任用が2か月を超える場合に資格取得**します。

<注意>

空白期間なく一般組合員が短期組合員となる場合又は短期組合員が一般組合員となる場合には、**新所属において組合員種別変更手続**を行います。

また、種別が変更にならなくても、組合員番号が変更になる場合は、**新所属において組合員番号変更手続**が必要となります。

※ 資格が継続するため、旧所属での資格喪失手続は必要ありません（年金関係手続は必要な場合があります。詳細は別紙4参照）。